

平成 29 年度環境技術実証事業 テーマ自由枠における実証試験対象技術の募集要領

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果を第三者が客観的に実証することにより、環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及促進と、環境保全と環境産業の発展を目的とするものです。

テーマ自由枠は、これまで環境技術実証事業で実施してきた以下に示す平成 29 年度に実施予定の技術分野（以下「実施予定技術分野」という。）以外に、広く実証対象技術を募集します。

<実施予定技術分野>

- ・ 中小水力発電技術分野
- ・ 自然地域トイレし尿処理技術分野
- ・ 有機性排水処理技術分野
- ・ 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
- ・ 湖沼等水質浄化技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

<（参考）休止中の技術分野>

- ・ 非金属元素排水処理技術分野（ほう素等非排水処理技術）
- ・ VOC 処理技術分野（中小事業所向け VOC 処理技術）
- ・ VOC 等簡易測定技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（IT 機器等グリーン化技術）
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）
- ・ 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野
- ・ 地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）

※「実施予定技術分野」及び「休止中の技術分野」については参考資料 1 参照。

2. 実証対象技術の募集

平成 29 年度環境技術実証事業のうちテーマ自由枠において実証する、対象技術の募集を行います。

(1) 募集する実証対象技術

テーマ自由枠で取り扱う技術は、特定の対象技術分野を定めずに、実施予定技術分野以外の実証対象技術を広く募集します。

(2) 実証試験手数料

当分野における実証は、国負担体制で実施いたします。対象技術の環境保全効果の測定等、試験にかかわる費用は環境省の負担となります。ただし、実証対象製品の運搬、施工、撤去等については、実証申請者に費用を負担していただきます。

なお、審査の段階において、前述の実施予定技術分野と関係性のある技術、または、休止中の技術分野に属するまたは関係性のある技術と認定された場合は、手数料を徴収する体制（以下、「手数料徴収体制」という）にて実証を行うこととを前提に、実証申請者と協議をすることとします。

(3) 実証試験実施場所

実機が運転している現地（日本国内）とします。

3. 応募の受付期間

平成 29 年 1 月 26 日（金）～ 2 月 23 日（木）17:00 まで（必着）

4. 応募の受付方法

環境省環境技術実証事業ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）、もしくは実証運営機関である（実証運営機関名）のホームページ（実証運営機関の HP 上にあるテーマ自由枠公募案内のホームページアドレス）より応募用の申請書を入手していただき、必要事項を記入の上、申請方法に従い、郵送により「5. お問い合わせ先・応募先」まで提出してください。

<申請時に必要な書類等>

①実証申請書及び添付資料 各 1 部（正本 1 部、写し 1 部）

②電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を CD-R などにコピーしたもの 1 部

■実証申請書

実証申請書の記載項目は、以下のとおりとします。

1. 実証申請者に関する情報
 - 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
2. 技術に関する概要（公開可能な情報として記載）
 - 1) 技術の仕様・製品データ
 - 2) 特徴・長所・セールスポイント・先進性
 - 3) 技術の原理
 - 4) 技術の開発状況・納入実績
 - 5) 環境保全効果
 - 6) 環境影響
 - 7) 実証試験の実証項目案※及びコスト概算
 - 8) 自社による試験方法及びその結果
3. 技術に関する詳細な情報等
 - 1) 2. 1) を補足する非公開情報
 - 2) 2. 2) を補足する非公開情報
 - 3) 2. 3) を説明する科学的なエビデンス
 - 4) 2. 4) を補足する非公開情報
 - 5) 2. 5) を補足する非公開情報
 - 6) 2. 6) を補足する非公開情報
 - 7) 比較可能な技術
4. 技術の性能に関する情報
5. 技術の性能を裏付ける申請者により作成された試験データと試験手法に関する情報
6. 実証試験にかかる実証項目案※及びコスト概算に関する情報
7. 技術に関連する法規制や規格に関する情報
8. 技術の利用者等に関する情報。
 - 1) 技術の稼働・使用条件等
 - 2) 補修、保守に関する条件等
 - 3) 通常想定される条件下で技術の機能が維持される期間
 - 4) 使用にあたり、必要とされる安全衛生上の措置等
 - 5) その他
9. 過去に公的資金による類似の実証等が行われていないことについての申告
10. その他（特筆すべき事項）

※実証項目とは、実証に当たり技術の性能を定量的に確認する項目です。実証が開始された後に実証機関との調整で決定されるものですが、現時点では、実証申請者が考える項目を記載してください。また、実証項目の測定にあたり、試験方法等の提案があれば、

併せて記載してください。

■本申請書に添付する書類（様式自由）

- ・構成機器の仕様、設備構成図等、実証対象製品の内容がわかるもの
- ・施工マニュアル

5. お問い合わせ先・応募先

平成 28 年度環境技術実証事業 実証運営機関

株式会社エックス都市研究所 サステナビリティ・デザイン事業本部

新事業創出チーム 担当：土井、乾、山崎

メール：etv-exri@exri.co.jp

住 所：東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号目白中野ビル 6 階

電 話：03-5956-7518、FAX：03-5956-7523

6. 留意事項

原則的に、応募いただいた技術については、実証機関を公募・選定した上で実証試験を行います。ただし、実施予定技術分野の実証機関で実証可能な技術（実施予定技術分野と関係性のある技術）については「実施予定技術分野の拡充」、休止中の技術分野で実証可能な技術は「休止中技術分野の実証」として手数料徴収体制にて実証試験を行うものとする。ことから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとします。

また、基本的には実証申請者が一度に申請できる申請件数には制限を設けません。

なお、予算額に上限があるため、実証可能件数に制限があることをあらかじめご理解ください。

7. その他

本事業の「環境技術実証事業実施要領」は、環境省環境技術実証事業ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) から確認できます。